

第4 福祉・介護人材について（福祉基盤課）

1 福祉・介護人材確保対策について

（1）福祉・介護人材確保の現状と課題

人口減少社会を迎え、労働力人口全体は減少する見通しである。雇用政策研究会報告書（平成24年8月）のシミュレーションによると、平成22年の就業者数は、6,298万人であったが、平成32年には5,937～6,289万人に減少するものと推計されている。

一方、産業別で見た場合には、医療・福祉は656万人（平成22年）であったのが、757万人～860万人（同32年）にまで就業者数が増加する見込みである。

介護分野については、平成24年度の介護職員は約149万人と推計されており、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年には約237～249万人の介護職員が必要となる見込み（年平均約6.8～7.7万人。介護職員の増は約6万人（20年度→21年度））である。

また、介護分野で働く介護福祉士については、平成23年は約51.4万人（介護職員に占める介護福祉士の割合は36.7%）である。

近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成18年度から平成20年度にかけて有効求人倍率が急上昇し、その後はリーマンショックの影響等により低下した。しかし、平成22年夏以降、再上昇傾向にあり、介護人材の不足感が再び高まってきている。

（平成18年度：1.74倍→平成20年度：2.20倍→平成22年度1.38倍→平成24年11月1.84倍）

このため、引き続き人材確保対策を講じていくことが重要であるが、人材確保が困難な状況が続いている介護分野は、地域における成長分野と位置づけられ、今後の雇用の受皿としても期待されているところである。

各都道府県におかれては、雇用政策関係部局や、関係団体、学校関係者等とも連携の上、管内における労働者の就業状況や、新卒者の福祉・介護分野への就職状況の把握などに配慮するとともに、介護サービスの提供に当たって必要となる従事者の確保に向けた取り組みを進めていただくようお願いする。

(2) 福祉・介護人材確保対策の促進

ア 福祉・介護人材確保緊急支援事業の創設

福祉・介護人材確保対策については、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業において、各都道府県において実施してきたところである。

これまでの事業の成果により一定の効果が認められるが、前述のとおり、平成37年には約237～249万人の介護職員が必要となる見込みであり、引き続き、福祉・介護人材確保対策を実施する必要があることから、従前の事業に新たなメニュー（※）を加えた「福祉・介護人材確保緊急支援事業」として緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）に新たに位置づけ、喫緊の課題である福祉・介護人材確保の推進に緊急に対応するべく、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費を使用して24年度から25年度までの切れ目のない事業実施を可能としたところである。

各都道府県におかれては、当該予備費を積極的に活用し福祉人材センター等の関係団体と連携を図り、管内の福祉・介護人材の確保がより一層進むよう取り組みをお願いしたい。（詳細は参考資料2を参照）

【福祉・介護人材確保緊急支援事業における事業メニュー例】

1. 福祉・介護人材の参入促進
2. 潜在的有資格者等の再就業促進
3. 福祉・介護人材マッチング機能強化
4. 介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保（※）

介護現場に従事する者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講の際、その者の代替要員を確保する費用を補助し、その者が実務者研修受講中における施設のサービスの質を維持するとともに、その者の介護職としてのキャリアアップ・スキルアップを支援することを目的とする。

等

イ 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充（詳細は参考資料3を参照）

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費において、引き続き本事業の実施に必要な貸付原資の確保を行ったところで

あるので、各都道府県におかれては、貸付希望者に必要な資金を交付されたい。

また、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切り生活の安定に資する資格の取得を支援するため、生活保護受給世帯の者が高等学校卒業後などに介護福祉士養成施設等に就学する場合に、通常の貸付内容（就学費用、入学準備金、就職準備金）に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を上乗せして貸与することとする貸付内容の拡充を行ったところである。

各都道府県におかれては、修学資金事業所管課と生活保護所管課が連携して本事業を活用することにより、家庭の経済状況等により進学に悩む子どもに対する支援が図られるよう取り組みをお願いしたい。

ウ 福祉人材センターにおける人材確保対策

(ア) 被災3県における福祉・介護人材の確保

平成23年3月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県及び福島県においては、有効求人倍率が平成23年6月以降上昇し、平成24年についても引き続き高い傾向となっている。（詳細は参考資料4を参照）

よって、被災した高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、また、介護施設等が良質なサービスを提供できるようにするためには、福祉・介護人材の確保がますます重要となっており、被災3県の福祉人材センターにおいても、就職フェアや出張相談の実施等、人材確保に取り組んでいるところである。

各都道府県におかれても、管内の求職者等に対して、被災3県の施設情報や求人情報を積極的に提供するよう、都道府県福祉人材センターと十分連携を図るなど、更なる取り組みに向け、協力をお願いしたい。

(イ) 都道府県福祉人材センターにおける取り組み

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、福祉・介護人材の就業援助（無料職業紹介事業）や求人事業所と求職者双方のニーズを的確に把握し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図るべく、福祉・介護人材マッチング機能強化事業等、福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

前述のとおり、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業については従前の事業と新たなメニューを加えた「福祉・介護人材確保緊急支援事業」と

して実施することとしているが、その事業メニュー例として「福祉・介護人材マッチング機能強化」を継続することとしたので、各都道府県におかれては、当該事業の積極的な活用により管内の福祉・介護人材の確保が一層進むよう取り組みをお願いしたい。

(ウ) ハローワーク及び介護労働安定センターとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であるため、各都道府県におかれては、両組織と調整いただき、利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの実施に向けて、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。

また、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後の職場定着を図るためには重要であるので、各都道府県におかれては、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。

エ 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成20年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知・啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

今年度も、各都道府県等において地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施・御尽力をいただいたことに関し、厚く御礼を申し上げたい。本年度の各都道府県等の取り組みについては、厚生労働省ホームページに掲載しているので、参照されたい。

各都道府県等におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、協力願いたい。

(3) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 社会福祉専門職大学院

専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

現在、新たな制度（認定社会福祉士・認定上級社会福祉士制度）への対応のためのカリキュラム改正が進められ、また、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成にも力を入れている。これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（3名）、東京都（2名）から職員が派遣されるなど、複雑化する社会福祉行政への対応として、行政機関からの職員派遣が増えつつあり、卒業後の現職での活躍が期待されているところであるので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

平成26年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。（TEL042-496-3000）

	<入学試験日>	<出願期間>
・第Ⅰ期	平成25年10月20日（日）	25年 9月13日（金）～10月 3日（木）
・第Ⅱ期	平成25年12月 8日（日）	25年11月 5日（火）～11月21日（木）
・第Ⅲ期	平成26年 1月26日（日）	25年12月16日（月）～ 1月 7日（火）
・第Ⅳ期	平成26年 3月 1日（土）	26年 1月20日（月）～ 2月10日（月）

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス及び文京キャンパス（文京区茗荷谷）において、次のような社会人を対象とした各種講座を実施しているので、各都道府県等におかれては、職員の派遣方について検討するとともに、管内の市町村及び関係

団体等への呼びかけをお願いしたい。

- 福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」
- 福祉事務所等における処遇困難事例の対応策を学ぶ「福祉マイスター道場」
- 福祉経営に携わる職員向けの「福祉経営塾」

(詳細については、日本社会事業大学ホームページ「専門職大学院リカレント講座」を参照願いたい。http://www.jcsw.ac.jp/s_guniversity/skill_kouza.html)

2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

インドネシア人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指す就労コースが設けられている。

	受入れた候補者数
平成20年度	104名
平成21年度	189名
平成22年度	77名
平成23年度	58名
平成24年度	72名

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、上記の就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

	受け入れた候補者数	
	就労コース	就学コース
平成21年度	190名	27名
平成22年度	72名	10名
平成23年度	61名	募集なし
平成24年度	73名	募集なし

(2) 平成25年度の受入れ

平成25年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入れ施設の募集、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入れ施設と候補者とのマッチングを行ったところである。今後は、母国での日本語研修

を経て、平成25年6月頃、入国手続を行い、その後、日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する学習支援策（平成25年度予算案）

平成23年度には、平成20年度に入国したインドネシア人候補者が初めて国家試験を受験し、35名が合格した。また、平成24年度は、平成21年度に入国したフィリピン人候補者が初めて国家試験を受験した（平成25年1月27日）。

社会・援護局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、様々な支援を行っており、本年度から介護福祉士の資格を取得できずに帰国した者の再チャレンジ支援も行っているところである。

また、平成25年度予算案においては、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の対象経費を拡充し、候補者及び受入れ施設への支援を強化することとしており、その概要は以下のとおりである。

当該事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施する予定である。各都道府県におかれては、管内の受入れ施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は各都道府県に財政負担を求めるものではない。

ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

①受入施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境の整備の費用及び②受入れ施設の研修担当者の活動に対する費用（手当）について補助する。

補助率	定額（10／10）
①候補者1人当たり	年間23.5万円以内
②1受入施設当たり	年間8.0万円以内

※ 対象となる学習経費等の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加、学習支援に必要な備品購入及び

受入れ施設の研修担当者の活動に対する支援（手当）等

イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）を実施する。

(4) 平成21年度インドネシア人及びフィリピン人候補者に対する滞在期間の延長の取扱い

「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成23年3月11日閣議決定）に基づき、外交上の配慮の観点から、平成21年度に入国したインドネシア人及びフィリピン人候補者のうち、平成24年度の介護福祉士国家試験に合格しなかった候補者については、

- ・ 候補者本人から国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること
- ・ 受入機関により、国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、適切な研修を実施するとの意思が表明されていること
- ・ 介護福祉士国家試験の得点が一定の水準（基本的には、筆記試験の合格基準点の5割）以上の者であること

等の条件を満たす場合に、追加的に1年間の滞在期間の延長が認められる。滞在期間の延長についての具体的な要件等は、今後関係省庁と調整のうえ、平成24年度の介護福祉士国家試験の合格発表後を目途に、別途お知らせする予定である。

(5) ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて

平成24年4月に「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換」が完了し、ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れに関する基本的枠組みについて、ベトナム政府と合意に至

っている。合意された交換公文に基づき、

- ・ ベトナムにおける3年制又は4年制の看護の課程を修了し、かつ、ベトナム国内において日本語研修を受け、日本語能力試験N3に合格した介護福祉士候補者が、
- ・ 就労コース（雇用契約に基づき日本の受入れ施設で研修・就労するため、最大4年間の滞在を認め、滞在期間中の国家試験の合格を目指す）により入国することが予定されている。

第1陣の介護福祉士候補者は、現在、ベトナム国内で日本語研修を受講中であり、平成26年半ばの訪日を予定している。

(6) 配置基準の見直しについて

介護福祉士候補者の配置基準上の取扱いについては、平成24年4月から、受入れ施設での就労開始日から1年を経過した候補者等を、夜勤の介護報酬加算等、一部の配置基準の算定対象に含めることを可能としたところである。

さらに、平成25年4月からは、受入れ施設での就労開始日から6ヶ月を経過した候補者等について、職員の基本の配置基準や夜勤の基本の配置基準への算入を認める方向で、現在、改正告示案のパブリックコメントを実施している。見直し後の取扱いについては、改正告示案の手続が終わり次第、各都道府県等に対して通知する予定である。

第5 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）

1 社会福祉法人を取り巻く状況について

(1) 社会福祉法人の役割について

ア 生活困窮者の生活支援への対応

先般、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」において生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに関する報告書が取りまとめられたところである。本報告書においては、社会福祉法人について、以下のとおり、相談支援や就労支援などの場面での活躍が期待する旨記載されている。

社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書（抜粋）

Ⅲ 新たな生活困窮者支援制度の構築について

2 新たな相談支援の在り方について

- 現在、生活保護受給者以外の生活困窮者に対しては、公的な相談支援が十分に行われているとは言い難い。今後は、生活保護受給に至る前の層への支援を強化するため、本人の状況に合わせた丁寧な対応を行う新たな相談支援体制を構築することが必要である。
- 生活困窮者に対する相談支援事業の実施主体は地方自治体であるとしても、既存の福祉事務所が全てを担うことは困難である。このため、地方自治体からの委託を受け、社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO等の民間団体も事業を実施できるよう必要な法整備を行うことが必要である。
特に、社会福祉法人は社会福祉の中心的な担い手であることをあらためて自覚し、この分野でより積極的な役割を担うべきとの意見があった。

3 就労準備のための支援の在り方について

- 生活困窮者の就労意欲の喚起のためには、その前提としての動機づけ、一般就労に向けた基礎能力の形成など、いくつかの段階を設けることが必要である。このため、生活困窮者の一般就労に向けてこうした能力を培うための支援を一貫して行う事業（以下「就労準備支援事業」という。）の実施が必要である。
- 就労準備支援事業の実施主体は、後述するような新たな相談支援事業の実施主体との連携の必要性等も踏まえると、福祉事務所を設置している自治体を中心とすることが考えられる。一方で、きめ細かな対応をするためには、住民に最も身近な基礎自治体が実施主体となるのが適当であるとの意見もあった。
- その際、この分野では既に民間団体において先駆的な取組があることも踏まえ、事業の推進に当たっては、地方自治体からの委託を受け、社会福祉法人やNPO等の民間団体が主体的に役割を果たしていけるような制度設計を検討することが必要である。

4 中間的就労の在り方について

- 生活困窮者の中には、直ちに一般就労を求めることが難しい者もいるので、段階的に、中間的な就労の場や社会参加の場を設けることが必要である。
- 中間的就労は、社会福祉法人、NPOや社会貢献の観点から事業を実施する民間企業などのいわゆる社会的企業の自主事業として考えるべきである。特に、一般の企業と比べて事業を立ち上げる上での支援を受けている社会福祉法人は積極的に取り組むべきであり、中間的就労を広げていくためにも、まずは社会福祉法人が成功事例をつくっていくことが期待される。
- なお、社会福祉法人が中間的就労を提供することについては、
 - ・ 社会福祉法人は社会福祉事業の実施という従来の制度対応のみならず、生活困窮者を始めとした地域の中の新たな課題に応えるために福祉的な支援をしていく必要がある。
 - ・ ただし、社会福祉法人には事業経営の専門家が不足しているため、団塊世代の企業OBの力を発揮してもらうことなども検討すべきである。これは事業内容の開発創造と安定した経営基盤の両面から期待されることである等等の意見が出された。

このように、社会福祉法人には、地域における公益的事業の担い手として従来の社会福祉事業のみならず、生活困窮者支援の実施等の役割が求められていることから、各都道府県等におかれては、このような社会福祉法人の役割を理解いただき、所管する社会福祉法人に対して、本報告書の情報提供等をお願いしたい。

イ 法人運営の透明性・適正性の確保について

昨年11月に開催された行政刷新会議規制・制度改革委員会において、社会福祉法人は税制優遇が措置され公益性を有する法人であることから、財務諸表の自主的な公開、第三者評価の受審、外部監査の活用義務づけを検討すべき等との指摘がなされたところである。

一方で、現行の社会福祉関係法令や関係通知では、これらについては、義務づけまでは行っていないところであるが、社会福祉法人の運営の透明性・適正性を確保する観点からは、法人自ら積極的な取り組みを行うことが望ましいものである。

現在、これらの取組状況について、所轄庁を通じて全国の社会福祉法人に対し、実態把握をお願いしているところであるが、これは今後、規制改革等に係る社会福祉法人の在り方を議論する上で、大変重要であると考えており、各都道府県等にお

かれては、調査の取りまとめにご協力をお願いしたい。

(2) 一般市への権限移譲について

平成23年8月、社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、主たる事務所が市の区域にある社会福祉法人（地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。）であってその行う事業が当該市の区域を越えない法人に限り、本年4月から当該市が所轄庁となる。

このため、各都道府県は、一般市に所轄庁の権限が移譲される法人を把握するとともに、一般市に対し事務処理内容や個別法人への説明等権限移譲が円滑に進むよう、対応をお願いしたい。

(3) 個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の周知について

平成23年6月、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正されたことに伴い、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人、特定非営利活動法人等へ寄附金を支出した場合、所得控除制度に加えて、税額控除制度との選択適用を可能とし、同年分から適用することとされた。

しかしながら、社会福祉法人は、他法人と比較して未だ税額控除制度の利用状況が低い状況にあるため、各都道府県等におかれては、所管法人に対して積極的に周知いただくようお願いしたい。また、ホームページ等を活用し、住民等への広報を併せてお願いしたい。

《参照通知等》

・「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について」

（平成23年8月2日付け社会・援護局福祉基盤課長通知）

2 社会福祉施設の防災対策等について

(1) 社会福祉施設等の耐震化等整備の推進について

社会福祉施設等の耐震化等整備については、平成21年度補正予算において創設した社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等により推進しているところであるが、平成24年度補正予算案において、本基金に97億円を積み増し、実施期限を1年間延長するとともに、新たに、津波対策としての高台移転整備や小規模施設のスプリンクラー整備等を本基金の助成対象に追加したところである。

ア 高台移転整備の対象施設

現行の耐震化整備の対象施設（※）であって、都道府県が立地上津波対策としての高台移転が必要と認める施設

※ 対象施設

救護施設、更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

イ スプリンクラー整備の対象施設の追加

現行のスプリンクラー整備の対象施設（※）であって、延べ面積275㎡未満の施設を追加

※ 対象施設

- ・ 救護施設、障害者支援施設、短期入所事業所、障害児入所施設、乳児院
- ・ 障害程度区分4以上の者又はこれと同様の者が利用するケアホーム、グループホーム、福祉ホーム

〔 ※ 本基金（平成24年度補正予算案97億円の追加交付分）は、内閣府の地域の元氣臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）の交付対象。 〕

併せて、平成24年度補正予算案において、独立行政法人福祉医療機構に対する出資金46億円を計上し、耐震化整備やスプリンクラー整備に係る現行の優遇融資継続

のほか、新たに、入所施設の高台移転整備の無利子化等の優遇措置を設けることとしたところである。

(参考) 独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設 (入所)
融資率	(通常) 70～80% → (耐震化) 90% (高台移転) <u>95%</u>
利率優遇	(耐震化) 通常利率 △0.5% (当初5年間) (高台移転) <u>無利子</u>

※ 高台移転に係る二重ローン対策 (返済猶予や償還期間延長等) も実施

本基金対象施設の耐震化整備については、全て耐震化を完了した県がある一方で、未だ多数の未耐震施設が残っている都道府県が存在しており、進捗状況にばらつきが生じている。

本基金対象施設については、自力避難が困難な障害児者や児童の入所施設であることから、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了するとともに、併せて、津波による被害が想定される施設の高台移転等についても促進していく必要がある。

各都道府県等におかれては、本基金や融資制度を積極的に活用するとともに、例えば対象施設について個別にヒアリングを行い耐震化整備等に向けた助言を行うなど、耐震化整備等を推進するための必要な支援をお願いする。

その他の社会福祉施設についても、社会福祉施設等施設整備費補助金、安心こども基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用等により、計画的に耐震化整備等を推進するための必要な支援をお願いする。

なお、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「(住宅・建築物安全ストック形成事業 (社会資本整備総合交付金において実施)) (国土交通省1/3、地方公共団体1/3、民間事業者1/3) があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いする。

また、社会福祉施設等については、地域の防災拠点として、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、震災時等においては緊急避難的な措置として必要な要援護者の受入れを積極的に行っていただくよう、管内事業者に対し

て周知徹底をお願いする。

(2) 社会福祉施設の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日付け社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところであるが、今般、総務省行政評価局が社会福祉施設をはじめとする災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策の実態把握を行った結果、以下の課題が認められたところである。

各都道府県におかれては、以下の課題及び対応を踏まえ、改めて砂防部局や管内市町村と連携体制の強化をお願いする。

【総務省行政評価局による実態把握結果による課題と対応】

- 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握
土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れなどが4県で39施設あり。
→ 土砂災害のおそれのある箇所及び災害時要援護者関連施設に関する情報についての都道府県民生部局と都道府県砂防部局との情報共有を徹底し、両部局において土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を的確に把握しているかチェックすること。
- 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応
土砂災害警戒区域内に新規立地されている例が4県で60施設、これらのうち施設の新設計画者への情報提供等が実施されていない例あり。
→ 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の新設に対し適切に対応するため、以下について徹底すること。
 - ① 都道府県民生部局は、申請書の提出を受けた時点にとどまらず、早期に災害時要援護者関連施設（市町村管轄施設を含む。）の新設計画に係る情報の入手に努めることとし、市町村が同情報を入手した時点で、当該情報を都道府県民生部局に提供するよう市町村に依頼すること。
 - ② 上記①により情報を入手した際には、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を同施設の新設計画者に提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すこと。

併せて、土砂災害のおそれがある地域に所在する社会福祉施設等については、消防

機関、市町村、地域住民等と日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況の情報共有や避難時や避難後の円滑な支援を行うための協力体制を確立する等、土砂災害対策に万全を期すよう必要な助言・指導をお願いする。

(3) 災害福祉広域支援ネットワークについて

被害が甚大であった東日本大震災においては、被災地における要援護者（高齢者、障害児・者、妊婦、乳幼児等災害時に支援が必要な者）を支援する福祉人材の確保が困難となり、被災地域外からの広域的な支援を必要としたが、支援の仕組み、受入れの仕組みが事前に十分構築されておらず、効果的に進まなかったことが大きな教訓となったところである。

そのため、福祉分野においても、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地域外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みをできるだけ早期に構築し、大規模災害に備える必要がある。

今年度においては、災害福祉広域支援の体制及び緊急派遣チームの仕組み等について検討を行うとともに、先ずは都道府県単位でのネットワーク構築の足がかりとなる支援を目的に、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業により都道府県単位での福祉支援ネットワーク本部を設置するための事業等について、助成を行うこととしたところである。

既に福祉分野における広域的な支援ネットワークの構築に取り組まれている自治体もあると承知しているが、多くの自治体では未構築・検討されていない実情もあることから、平成25年度においても、引き続きネットワーク構築に係る助成事業について実施する予定である。詳細については決まり次第、福祉医療機構のホームページ等を通じてお知らせすることとしている。

都道府県におかれては、災害福祉広域支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただくとともに、平時から管内市町村や、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人をはじめとする民間福祉事業者等との連携に努めることにより、公民の連携による災害福祉広域支援体制を構築していただけるよう、格段のご協力をお願いしたい。

(4) 福島県相双地域における介護職員等応援事業について

東京電力福島第一原子力発電所等が位置する福島県相双地域等における介護職員等

の確保対策を検討するため、福島県と協働で「福島県相双地域等福祉人材確保会議」を設置し、福島県福祉人材センターや福島労働局等の関係者が集まり、福祉人材確保のための取組みについて協議をするとともに、応急的な措置として、昨年6月から介護職員等の応援事業を実施してきている。

福島県相双地域等においては、引き続き介護職員等の人材不足への対策が必要な状況になっているところであり、この応援事業を平成26年3月末まで延長することとしている。

既に昨年12月の事務連絡でお知らせしているところであるが、引き続き福島県相双地域等の施設に対する介護職員等の応援について、管内市町村、事業者等へ周知していただくなどご協力をお願いしたい。

(参照)
「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業の延長等について（各都道府県、指定都市、中核市民生主管課宛 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課事務連絡（平成24年12月25日付）」

(5) 被災地における共生型福祉施設の設置について

東日本大震災の被災地の復興に当たっては、福祉サービスの提供体制の再構築（社会福祉施設の再建を含む。）や地域コミュニティの再生・活性化が喫緊の課題であり、また、社会福祉施設再建の際には土地確保が課題として挙げられている。

これらの課題に対応するため、昨年7月に「被災地における共生型福祉施設の設置について」（平成24年7月31日付雇児総発0731第1号、雇児保発0731第1号、社基発0731第1号、障障発0731第2号、老高発0731第1号、老振発0731第2号）を発出し、被災地において、高齢者、障害児者及び子どもがともに利用でき、身近な地域で必要な福祉・コミュニティのための機能をコンパクトに1つの場所で担う「共生型福祉施設」の設置を推進していくこととしたところである。

また、被災地において共生型福祉施設の設置を推進するため、平成24年度正予算案において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の助成対象事業に被災地における共生型福祉施設整備事業を追加したところである。

【事業概要】

- ・設置主体 市町村、社会福祉法人、公益法人、NPO法人 等
- ・整備区分等 創設
 - ※ 新築の他、既存施設を活用して新たに事業を実施するために必要な改修を含む。
- ・補助単価 5,000万円（定額 基金10/10）
 - ※ 施設整備に併せて施設と一体的な設備を整備する場合は、当該設備整備費について500万円（定額 基金10/10）以内で加算できる。

岩手県、宮城県及び福島県におかれては、本事業を管内市町村や事業者、関係団体等に幅広く情報提供いただくとともに、高齢者・障害児者・児童関係部局や管内市町村と連携し、共生型福祉施設の設置・運営に関する問合せ等に対して、必要な助言を行うなど、特段のご配慮をお願いする。

また、現在、被災地における共生型福祉施設の設置運営に関する手引の作成に向けて検討を進めているところであり、まとめ次第、各都道府県等に情報提供する予定であるので、念のため申し添える。

第6 災害対策等について（災害救助・救援対策室）

東日本大震災に際しては、被災県・被災市町村のご尽力はもとより、被災県を応援いただいている各都道府県等におかれても、避難された被災者の受け入れを行っていただいていることに、改めて感謝申し上げます。

1 災害発生時の実施体制の強化について

平成24年度は、これまでに5月の竜巻災害を始めとして、九州北部豪雨や台風などによる自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらした。（延べ10道府県32市町村に災害救助法を適用）

こうした背景を踏まえ、今後起こりえる災害の発生を想定し、以下の点に留意しつつ、応急救助等の実施体制について、より一層の取組強化をお願いします。

（1）被害状況の迅速な把握について

被害状況は、災害救助法の適用判断の基礎となるだけでなく、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定に重要な情報であることから、その状況把握を迅速に行われたい。

ここで言う被害状況とは、単に死傷者数等の人的被害や住家の全壊・半壊等の物的被害状況だけでなく、発生している災害により多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていないか、更に継続的に救助を必要としていないかという視点での情報を市町村から把握することである点に留意されたい。

そのため、市町村の被害状況の把握方法について、情報収集・連絡手段等の方法を再検討するとともに、常日頃から被害状況等の迅速な都道府県への報告を徹底し、その情報を元に法の適用を検討すること。

(2) 避難所の運営等について

避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、次の設備や備品等を整備し、プライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じること。

なお、平時より購入による整備の他、必要に応じてリース等の活用も図るとともに、関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図りたい。

- ① 簡易ベッド・畳・マット・カーペット等
- ② 間仕切り用パーティション
- ③ 冷暖房機器、テレビ、ラジオ
- ④ 仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機含む）・簡易シャワー・仮設風呂等
- ⑤ 仮設トイレ（高齢者、障害者等の災害時要援護者が使いやすい洋式の仮設トイレ（ポータブルトイレ含む）を必要に応じて設置すること）

また、女性用の更衣室や授乳室の設置など、女性のニーズや視点を取り入れるなどの工夫をする。

(3) 福祉避難所の設置・推進について

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等にあっては、一般の避難所では生活に支障をきたすことがあるため、それらの者に特別に配慮した避難所として、福祉避難所の設置及びその推進が求められているところである。

福祉避難所については、その設置・活用の促進のため「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」（平成20年6月）をお示ししている。平成24年9月末時点の調査では、合計で11,256か所（前回調査時※7,546か所）の施設が指定され、1か所以上指定済の市町村割合は56.4%（同41.7%）となり、前回調査より153市町村増えた。（調査結果は、市町村毎の詳細なデータを含めて、厚生労働省のHPに掲載）

都道府県におかれては、同ガイドラインを参考として、改めて、

管内市町村に対して、次の事項について留意しつつ、福祉避難所の事前指定の推進に向けた取組みをお願いしたい。

また、福祉避難所に適した施設と人材の確保についても、広域的な視点での調整を図りつつ、管内市町村への支援をお願いする。

- ① 量的確保のため、あらかじめ適切な施設（具体的には、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化された施設の指定や介助員等の派遣の体制について関係団体と協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。
- ② 災害時要援護者の生活必需品である、紙おむつ、ストーマ用器具等消耗器材、要援護者向け食料等について、平時から、備蓄又は関係団体等との協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと（なお、県の災害救助基金により、これらの備蓄が可能である。）。
- ③ 福祉避難所を設置した場合、災害救助法による国庫補助対象として、次のような実費を加算できること。
 - ア 概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員・手話通訳等の配置
 - イ 高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の費用
 - ウ 要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材、食事の費用なお、社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等による対応で生じる費用については、介護保険制度等による対応となるため、法による救助の対象とはならないので留意願いたいこと。

(参考) 東日本大震災における福祉避難所の課題等

- 急遽、福祉避難所に指定した避難所は、避難者の日常生活に必要な機能、設備（ベッド、車イス、杖等）が十分ではなく、避難者に少なからぬ負担をかけた。
 - 生活支援物資の備蓄を進める必要がある。
- 福祉避難所における医療・福祉職員の確保・配置や避難者の病院通院への交通手段の確保等について、担当部署が体制を構築するまでに時間を要した。
 - 防災・福祉・医療等の関係部局において、災害時における連携・協力がスムーズに行えるような体制を構築する必要がある。

(4) 応急仮設住宅等の提供について

応急仮設住宅は災害により住家が全壊するなどして、住む場所を失った被災者に、応急的な仮の住まいを提供するものである。

その提供手段は、応急仮設住宅の建設を前提とするのではなく、被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況などを勘案し、民間賃貸住宅等の借上の活用など、その地域の被災者にとって適切な一時的な住居等の確保に向けて取り組まれない。

まず、応急仮設住宅の建設については、昨年5月に、国土交通省と連携して、平時からの事前の取組（建設候補地の選定、地域の実情に応じた標準仕様の設定、事業者との事前協定など）や、発災後の対応（必要戸数及び仕様の確定、発注から完成、引き渡しまでの流れなど）等を取りまとめたマニュアルを作成し、各自治体や関係団体に通知した。都道府県では本マニュアルを元に、大規模災害時に大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、必要な準備をされたい。

また、民間賃貸住宅の借り上げを想定し、都道府県では管内業界団体と協定を結ぶなど、日頃から民間賃貸住宅の空き住戸の把握や、災害発生時の入居手続き等の確認をすることにより、早期の避難所

解消に向けた取組を行うこと。なお、昨年12月に、国土交通省と連携して民間賃貸住宅を活用するに当たっての、各団体との事前の協定例や、物件の確保及び提供についての具体的な手続きや留意事項をまとめた手引書を作成し、各自治体や関係団体に通知した。

(5) 医療（救護班）について

災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、災害のため医療の途を失った者に対して法による医療を実施する必要がある。

このため、災害発生直後の混乱期に、迅速に救護班の活動を開始できるように、予め公立病院、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成しておくとともに、地域医師会等との連携体制や救護班の活動を調整する仕組みを確立しておくようお願いしたい。

また、時間の経過とともに必要となる、心のケア、生活不活発病予防、口腔ケア等に必要な専門スタッフを加えるなど、被災地の医療需要に柔軟に対応できるような仕組みの構築をお願いする。

2 災害救助法の運用について

都道府県は、大規模災害が発生した場合には、主導となって広域的な調整機能を十分に発揮する必要があるため、特に次の事項に留意され平時より準備していただくとともに、災害時には迅速な対応を図られたい。

(1) 法適用の判断について

法適用の決定については、基本的には市町村又は都道府県の区域内の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定められており、被害住家の数で判断することになっている。

しかしながら、この滅失世帯数に達しない場合であっても、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じ、継続的に救助を必要とするなど、住家被害等が十分な把握が出来ていない状況であ

っても法を適用することが可能である。

法の適用は都道府県が行うことから、指定都市及び中核市も含め市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況等を把握するよう努められたい。

＊ 4号適用の具体例（24年度例示）

- ・ 豪雨の継続により更なる土砂災害の発生のおそれ及び住民生活への影響
- ・ 大規模な竜巻の発生に伴う被害及び住民生活への影響
- ・ 川の堤防決壊による浸水予想及び住民生活への影響
- ・ 暴風雪による長期間の停電と住民生活への影響（暖を採る）

（2）応急救助の実施状況の把握について

法適用後においては、被害状況、法に基づく救助の実施状況を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、当室に対してもその内容について逐次情報提供されたい。

都道府県におかれては、救助に関する事務の一部を市町村に委任した場合には、応急救助の実施主体として、常に市町村に委任した事務の状況把握に努めるとともに、万一、市町村において事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、必要に応じて現地に職員を派遣して状況把握に努める等、適切な事務の遂行に努められたい。

なお、法による応急救助の実施に当たっては、法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を平常時において明確にされたいこと。

（3）特別基準について

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているが、被害の状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準の設定が可能となっている。

特別基準を設定する場合の厚生労働省との協議は、まずは電話による協議で可能である。

(4) 災害時要援護者への対応について

高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策の推進については、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題である。

各市町村における災害時要援護者の避難支援対策の取り組み（避難支援プランの全体計画の策定、個別計画の策定、災害時要援護者名簿の整備等）と併せて、福祉避難所の必要数等についての把握を行うなど、一体的な推進を図りたいこと。

なお、現在、内閣府において、東日本大震災における災害時要援護者の避難状況を踏まえ、ガイドラインの見直しを含め災害時要援護者の避難支援についての検討を行っているところである。

(5) 局地的な大雨

近年、局地的な大雨が各地で観測されている。このような局地的大雨は、急激に天候が変化し、非常に強い雨が降るため、降った雨が低い場所へ一気に流れ込み、急な河川の増水や冠水など、短時間でも大きな被害が発生するとともに、狭いエリアでの大雨のため、状況の把握が困難である。

悪天候時に、最新の気象情報を把握し、周辺の河川や冠水危険地域の状況等について、逐次情報収集を行うのは当然のこと、平時より情報収集手段、被害状況の把握方法等について再点検を行い、災害の発生時には、より迅速な情報収集と情報伝達が図られるよう、十分な準備をお願いしたい。

(参考) 床上浸水の被害認定について

- 床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について（平成16年10月28日政防第842号）」が発出されている。

(6) 降積雪期における防災体制の強化

過去の自然災害をみると、降積雪期においては、雪下ろし等除雪作業中の事故や雪崩による犠牲者が発生している状況にある。

大雪やなだれ、暴風雪等により住民の生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合は、災害救助法を適用することは可能である。特に、短期間の集中的な降雪により、そのまま放置すれば住宅や隣接する空き家が倒壊し住民に危害が及ぶおそれが生じた場合、要援護世帯など自らでは除雪を行うことができない世帯については、災害救助法による「障害物の除去」として、住宅等の除雪（雪下ろし等）を行うことが可能であるため、ご留意願いたい。

今期においても、大雪による災害の発生に十分注意を払い、発災のおそれが生じた場合には迅速な対応がなされるよう、態勢の整備を図られたい（平成 24 年 12 月 17 日付事務連絡参照）。

(7) 災害救助対策事業について

本事業は、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、法による応急救助の円滑な実施に資するため、都道府県が管内市町村の関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行うものである。

このような事業趣旨と各自治体における災害対応時の経験、地域住民の要望等を踏まえ、地域の特性等に配慮した防災体制強化の観点から、被害の軽減、未然の防止をねらいとして、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業は事業の趣旨に合う内容であれば、法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの関連部局間で連絡調整のうえ、十分な活用をお願いしたい。

3 災害弔慰金等について

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び貸付け後の債権管理については、市町村が迅速かつ的確に事務を遂行できるよう特段の配慮を願いたい。

特に、2以上の都道府県において災害救助法が適用された場合には、同一の災害により生じた被害で、法が適用されていない市町村の被害も災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となるので留意願いたい。

4 災害救助法等の所管業務にかかる内閣府への移管について

災害救助法、災害弔慰金等の支給に関する法律、国民保護法（避難者の救援部分）について、厚生労働省から内閣府に移管する方向で準備を進めているところである。

第7 地方改善事業等について（地域福祉課）

（1）地方改善事業の実施について

ア 隣保館運営事業等について

隣保館運営事業等については、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、地域の関係機関と連携することなどが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないようご配慮願いたい。

また、地方改善事業にかかる国庫補助金（地方改善事業費補助金及び地方改善施設整備費補助金）については、平成22年以降これまで、地方が自由に使えるいわゆる「一括交付金化」の検討がされてきたところであるが、平成25年1月に「日本経済に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、この中で「地域自主戦略交付金」（いわゆる一括交付金）を廃止することが明示されたところである。これに伴い、これらの補助金の取り扱いについては、平成25年度以降も従前と同様の国庫補助の仕組みを継続することになるのでご留意願いたい。

なお、隣保館の国庫補助基準単価については、平成23年度以降、地方負担額の増加に配慮し、2カ年に渡って基準額を段階的に引き上げる激変緩和措置を講じてきたところであるが、この措置については平成24年度をもって終了することになるのでご留意願いたい。

イ 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

（2）アイヌ政策の推進について

現在、政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21

年7月)を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」(座長:菅義偉内閣官房長官)を設置・開催しているところである。

平成24年7月に開催された同会議では、同会議の下に設置された作業部会(部会長:常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長)での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中には、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言も盛り込まれている。

このため、各自治体におかれては、民生委員の研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

なお、同作業部会では、現在、上記の報告を受けて、アイヌの人々への生活相談の充実に向けた具体的な対応等について検討が行われているのでご了知願いたい(首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照)。

(3) 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施が重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、近年、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの記載項目等が基本的人権への配慮を欠いていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、引き続き管内市町村などに対して指導願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

第8 消費生活協同組合の指導・監督について

(消費生活協同組合業務室)

(1) 改正法の施行に伴う対応について【P103 (参考資料1) 参照】

平成19年の消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下、「法」という。）改正により、生協の行う共済事業について契約者保護を図るために必要な以下の規制が整備され、平成25年4月からの完全施行に向け順次適用されている。

- ① 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す比率やそれに基づく早期是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（法第50条の5等）
- ② 生協が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う生協が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（法第54条の2等）
- ③ 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う生協が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（法第10条第3項等）

なお、①の事項に関連して、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下、「生協法施行規則」という。）及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号。以下、「生協法施行規程」という。）を平成22年に改正し、健全性の基準及びその計算方法を定め、平成22年3月期末の決算から各生協において支払余力比率を算出することとなっている。

さらに、生協法施行規則を平成24年に改正し、平成24年3月期末の決算から、参考指標として、同基準による支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付けており、また、平成25年3月期末の決算から、支払余力比率を早期是正措置の指標として適用することとなっている。

各都道府県におかれては、所管生協に対して、財務の健全性を確保する観点から、上記の規制に対応できるよう適切な指導・監督をお願いしたい。

また、平成20年に施行された改正生協法附則第38条において、「この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされているところである。このため、平成25年度に施行状況を把握のうえ必要な検討を行う予定であるので、ご承知おきいただきたい。

(2) 消費生活協同組合法関連諸規定の改正について

平成25年3月期末決算から支払余力比率が早期是正措置の指標として適用されることを踏まえ、具体的な運用基準を「共済事業向けの総合的な監督指針」に規定する等、生活協同組合法関連諸規定の見直しを検討しているところであり、詳細は追ってご連絡するので、ご承知おきいただきたい。

(3) 地域における生協の社会的役割について

消費生活協同組合（以下、「生協」という。）は、一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる組織であることから、近年の少子高齢化社会における地域コミュニティや家族の在り方の変化に伴い、益々地域社会への貢献が求められている。

その一つとして、高齢化や人口減少などの影響による高齢者等の孤立防止や見守り、買い物支援等を積極的に行うことが期待される場所である。

具体的には、地域において生協が自治体との協働を積極的に行い、従来から実施している宅配事業の充実のほか、各々の地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、山間へき地等交通が不便で近隣にスーパーや商店がなく、買い物支援が必要とされる地域の高齢者等に、移動車両による食品の提供等を積極的に行うことが期待される。

各都道府県におかれても、生協の社会的役割を踏まえ、所管生協が可能な限り高齢者等の見守り・買い物支援等に積極的に取り組むことができるよう、地域におけるニーズの把握、所管生協との意見交換の実施、『社会的包摂・「絆」再生事業』の活用等による財政支援を行うなど、必要な指導・支援をお願いしたい。

(4) 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。

都道府県におかれては、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮をお願いしたい。

- ① 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ② 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ③ 組合員の個人情報管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ④ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協においては組合員管理の徹底、休眠状態にある生協においては生協の指導の徹底
- ⑤ 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化

また、新たに設立される生協の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで、判断されるようお願いしたい。

(5) セーフティネット支援対策等事業費補助金（「消費生活協同組合指導監督事業」）の活用について

平成25年度予算（案）においては、生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1/2）を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取り組みをお願いしたい。

特に、共済事業を実施する生協を所管している都道府県におかれては、(1)に記載の規制に対応できるよう、生協の財務状況を適切に把握しておく必要がある。このため、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得るなど、検査担当者の知識向上を図った上で、生協の監督・検査に努めるようお願いしたい。

(6) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、生協が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正に指導されるようお願いしたい。

1 消費生活協同組合の指導・監督 (共済事業における規制の対応)

消費生活協同組合の指導・監督 (共済事業における規制の対応)

生協法改正

- 平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、組合の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準 (共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準) の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。
(平成25年4月から完全施行)

スケジュール

【健全性の基準】

- ・ 平成22年3月期末決算 (※1) 支払余力比率の算出
- ・ 平成24年3月期末決算 (※2) 参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ・ 平成25年3月期末決算から (※2) . . . 早期是正措置の指標として適用 (※3)

(※1) 平成22年1月に生協法施行規則及び施行規程を改正

(※2) 平成24年3月に生協法施行規則を改正

(※3) 平成25年中に監督指針上に運用基準を定める予定

【最低出資金規制・兼業規制】

- ・ 平成25年4月から適用

共済事業実施組合を所管する都道府県におかれては、所管組合に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう、適切な指導・監督を行うことをお願いしたい。

第9 独立行政法人福祉医療機構について（福祉基盤課）

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

1 福祉貸付事業について

平成25年度福祉貸付事業について

福祉分野については、今後、新たな成長が期待される分野と考えられることから、機構は当該分野に対する政策融資金融機関として大きな役割を求められているところである。

このような状況の中、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び安心子ども基金の積み増し・延長など、福祉、介護サービスの基盤整備に必要な整備費が平成24年度補正予算案及び予備費で予算計上されたこと等を踏まえ、政策上必要とする貸付原資の確保を図るとともに利用者サービスの更なる向上を図るため、融資条件の緩和等を行うこととしているほか、東日本大震災の復旧・復興に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

また、2月5日付けで既に機構から各都道府県等あて連絡しているところであるが、平成25年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で3月22日に開催される予定であるので積極的な参加をお願いしたい。

(1) 貸付規模

資金交付額 4,573億円（うち福祉貸付 2,515億円）

(2) 貸付条件の見直しについて

別表のとおり

(3) 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。また、「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年1月21日政策評価・独立行政法人評価委員会）においても併せ貸し（協調融資）の一層の拡大を図ることとされていることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。（詳細は参考資料6参照）

(参考)

- 独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(抄)
(平成25年1月21日政策評価・独立行政法人評価委員会)

機構は、福祉・医療分野について、民業補完を徹底し、融資対象の重点化を図るものとする。また、これまでの融資や経営診断を通じて得てきたノウハウ等を民間金融機関に積極的に提供するとともに、借り手側にとってメリットがあるとされる併せ貸しの一層の拡大を図ることにより、民間金融機関の参入を促し、福祉・医療分野の更なる成長に資するものとする。その際、機構による貸付実績において、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

(1) 平成25年度予算額(案)	250億円
ア 給付予定人員	71,893人
イ 給付総額	937億円

(2) 都道府県補助金について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所や障害者施設等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1／3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成24年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成25年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

(別表)

平成25年度福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1) 都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部とは、首都圏整備法等に規定される1都2府19県、全国の政令指定都市及び中核市とする。 ・融資率を90%に引き上げる。 ・耐火構造の施設は償還期間(うち据置期間)を30年以内(3年以内)とする。 ・対象施設は特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、保育所、障害福祉サービス事業所に限る。
	2) 国有地等の定期借地権制度を活用した社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏整備法等に規定される1都2府19県に加え、全国の政令指定都市及び中核市を対象地域に追加する。
	3) 自家発電装置整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率を90%に引き上げる。 ・平成26年度末までとする。
	4) 保育所の貸付けの相手方の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの相手方を法人に拡充する。
	5) 児童養護施設等の家庭的養護への転換の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率は各施設の融資率に5%上乘せとする。
	6) 障害者自立支援基盤整備事業で対象となっていた整備種別に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率は各施設の融資率に5%上乘せとする。 ・平成26年度末までとする。
	7) 特定有料老人ホームの融資条件の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの相手方を社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人及び一般社団・財団法人とする。 ・併設対象施設は、従来の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに、病院及び介護老人保健施設を加える。
	8) 再生可能エネルギー等施設整備事業に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率を90%に引き上げる。 ・耐火構造の施設は償還期間(うち据置期間)を30年以内(3年以内)とする。 ・低炭素建築物として認定された建物であることを要件とする。
	9) 障害者優先調達推進法の円滑な施行のための障害者就労施設等の整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率を85%に引き上げる。 ・平成29年度末までとする。
	10) 償還期間の延伸	<ul style="list-style-type: none"> ・代理貸付対象施設の償還期間を直接貸付と同様とする。
	11) オンコスト保証制度の相手方の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を不要とするオンコスト保証制度の対象の相手方を法人に拡充する。

分類	事項名	見直し内容
新規	12) 東日本大震災に係る被災地の復興のための優遇措置対象施設等の範囲拡充	・優遇措置の対象に保育所を追加する。
	13) 複合型サービス福祉事業の貸付けの相手方の拡充	・貸付けの相手方を法人に拡充する。
	14) 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置	・対象施設に通所施設等を加える。 ・貸付利率の優遇については入所施設において国または都道府県等から耐震化整備に係る補助を受けたものに限る。 ・平成25年度末までとする。
	15) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置	・対象施設に小規模な入所系施設を加える。 ・平成25年度末までとする。
継続	16) アスベスト対策事業に係る優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。

(参考) 平成24年度補正予算(案)及び予備費での見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1) 社会福祉施設の高台移転に係る融資条件の優遇措置	・社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金等の交付が行われた施設整備に限る。 ・融資率を95%に引き上げる。 ・貸付利率を無利子とする。 ・その他二重ローン対策として個別に償還期限の延長等を実施する。 ・平成25年度末までとする。
継続	2) 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。
	3) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。
	4) 介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。 ・貸付金利の優遇(当初5年間財融借入金利▲0.5%)については、耐震化整備に係るものに限る。

予 算 概 要

平成 25 年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

平成25年度予算（案）	2兆9,826億円	※
平成24年度当初予算額	2兆9,452億円	
差 引	373億円	
	(対前年度伸率 1.3%)	

※ 復興庁計上分を含む。

主要事項

- 生活保護費負担金 2兆7,924億円 → 2兆8,224億円

- セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円
 - うち、生活保護の適正化対策等の推進 50億円
 - 生活困窮者に対する新たな支援体制の構築 30億円

- 災害救助費等負担金（東日本大震災分） 529億円

I 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築

1 生活保護費負担金

2兆8, 224億円

生活保護を必要としている人に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

(1) 生活保護基準等の見直し

生活扶助基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえた年齢・世帯人員・地域差の3要素による影響を調整するとともに、平成20年以降の物価下落を勘案して見直す。その際、生活保護受給者や地方自治体への周知等に要する期間を考慮し、平成25年8月から3年程度で段階的に行うなどの激変緩和措置を講じる（国費への影響額は3年間で約670億円程度）。また、期末一時扶助の見直しを行う（国費への影響額は70億円程度）。

また、受給者の自発的な就労に対する取組みを促す観点から、就労支援プログラム等への参加など、その活動内容が積極的と認められる者に対して、その活動に要する経費等も踏まえ、一定の手当を新たに創設する。

(2) 生活保護制度の見直し等

生活扶助基準等の見直しと併せ、不正受給対策の徹底、後発医薬品の原則化を含む医療扶助の適正化などの生活保護制度の見直しや、生活保護受給者を含めた生活困窮者の自立・就労支援等を強化するための生活困窮者対策に総合的に取り組む。

※ 生活保護制度の見直し等に併せ、地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数や嘱託医手当等を増やし、福祉事務所の体制強化に取り組む。

- ・ ケースワーカー（平成25年度）

都道府県（町村部人口20万人の場合）	22人（対前年度+3人）
市（人口10万人の場合）	15人（対前年度+2人）
- ・ 嘱託医手当等（平成25年度）

都道府県（町村部人口20万人の場合）	7,071千円（対前年度+3,092千円）
市（人口10万人の場合）	2,117千円（対前年度+ 927千円）

2 保護施設事務費負担金

278億円

保護施設の運営費に必要な経費を負担する。

また、精神障害等を抱えた生活保護受給者の地域移行を図る観点から、アパート等を利用した事業等の充実を図るため、利用者数の要件を緩和する。

3 生活保護指導監査委託費

20億円

Ⅱ 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

1 生活保護の適正化対策等の推進【一部新規】 50億円 【セーフティネット支援対策等事業費補助金】

子どもの貧困対策支援の充実を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援などを実施するとともに、生活保護世帯の子どもが日常生活上の支援を受けられる居場所の確保や就労体験の機会を提供する。

また、生活保護受給者の居住支援（地域での見守りと併せて代理納付を活用した住宅扶助の適正化等）を積極的に促進するなど、生活保護の適正化対策等を推進する。

2 生活困窮者に対する新たな支援体制の構築【新規】 30億円 【セーフティネット支援対策等事業費補助金】

生活困窮者が困窮状態から脱却し、安心した暮らしができるよう、自治体において支援者の状態に応じた各種支援策を実施するとともに、それらを早期かつ包括的に提供するため、相談支援体制の構築を図るモデル事業を実施する。

Ⅲ 「社会的包容力」の構築

1 安心生活基盤構築事業の実施【新規】 【セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円の内数】

従来の地域福祉関連事業を集約化して組み替え、誰もが安心して生活できる基盤を構築するため、住民参加による地域づくりや基本的な生活支援、権利擁護の推進や社会との繋がりを持つ機会を創出するための居場所づくりなどの事業を総合的に実施する。

2 寄り添い型相談支援事業の実施【新規】 10億円 【セーフティネット支援対策等事業費補助金】

生きにくさや暮らしにくさを抱える方々がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える方々の悩みを傾聴し、実施機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援などを行う。

（東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施）

3 ひきこもり対策推進事業の拡充【一部新規】 【セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円の内数】

ひきこもり対策をより一層推進するため、ひきこもりの人やその家族に対するきめ細かで継続的な相談支援や早期の把握が可能となるよう、新たに「ひきこもりサポーター」を養成し、市町村でひきこもりサポーター派遣事業を実施する。

IV 災害救助法による災害救助等

1 災害救助費等負担金（東日本大震災分）

529億円

東日本大震災による被災者の方々に供与している応急仮設住宅の延長などに伴う経費を負担する。

2 寄り添い型相談支援事業の実施（被災地実施分）

5億円

東日本大震災発災後、被災地で生きにくさや暮らしにくさを抱える方々がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える方々の悩みを傾聴し、実施機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援などを行う。

V 経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）

1 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業の実施

57百万円

経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導・相談及び受入施設の研修担当者に対する説明会等を行う。

2 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施

（1）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の補助経費の拡充 事項要求 【セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円の内数】

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護分野の専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。

また、新たに、学習支援に必要な備品購入費等を補助対象経費に追加する。

（2）外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施

108百万円

VI 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護人材の確保の推進

- | | |
|---|-------|
| (1) 中央福祉人材センター運営事業費 | 35百万円 |
| (2) 福利厚生センター運営事業費 | 46百万円 |
| (3) 介護職員等によるたん吸引等の研修の実施
【セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円の内数】 | |

介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県レベルで研修を実施する。

2 指導的福祉人材の養成等

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 社会事業学校経営委託費等 | 369百万円 |
| (2) 社会福祉職員研修センター経営委託費 | 36百万円 |

VII 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

- ① 貸付枠の確保
- | | |
|--------|---------|
| ・資金交付額 | 4,573億円 |
| ・福祉貸付 | 2,515億円 |
| ・医療貸付 | 2,058億円 |
- ② 福祉貸付事業における貸付条件の改善等
- ・都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置
 - ・国有地等の定期借地権制度を活用した社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置
 - ・再生可能エネルギー等施設整備事業に係る融資条件の優遇措置
 - ・障害者自立支援基盤整備事業で対象となっていた整備種別に係る融資条件の優遇措置
 - ・児童養護施設等の家庭的養護への転換の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置等

(参考) 【平成24年度補正予算案】

- | | |
|--------------------------------|---|
| ・社会福祉施設及び医療施設の高台移転に係る融資条件の優遇措置 | 等 |
|--------------------------------|---|

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 250億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合に当該退職職員に対し退職手当金を支給するために要する経費を補助する。

3 社会福祉振興助成費補助金 17億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。

また、災害時に災害弱者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体などの広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。

(参考) 【平成24年度補正予算案】

○ 社会福祉施設の耐震化等整備の推進 143億円

(1) 社会福祉施設の耐震化等整備の推進 97億円 (社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の積み増し・延長)

自力避難が困難な障害者や児童の入所施設の耐震化などの防災対策を推進するとともに、被災地において福祉サービスの提供や地域コミュニティの再生を支援する共生型福祉施設を整備するため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積み増し、実施期限を一年延長する。

(2) 社会福祉施設等の耐震化等のための低利融資 46億円 (（独）福祉医療機構への政府出資金)

社会福祉施設や医療施設の耐震化等整備を推進するため、（独）福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

